

みどりの里介護支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人 社団大徳会（以下「事業者」という。）が開設するみどりの里介護支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等（以下「要介護者」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(みどりの里理念)

第3条 みどりの里理念

「一隅を照らす」私たちは、人々に灯火と明りと輝きをもたらします。

基本方針

1. 利用者様の人権を尊重し、地域の皆様に安心して信頼される施設を目指します。
2. 日々の研修・研鑽に励み、知識と技術の習得に努め質の高い看護、介護サービスを提供します。
3. 地域福祉の拠点となり、行政機関や各医療機関・事業所と連携し、地域の皆様の健康と豊かな生活の増進に貢献します。
4. いつも笑顔で挨拶、思いやりの心を大切にし、付加価値の高いサービスを目指します。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|--------|----------------------|
| (1)名称 | みどりの里介護支援センター |
| (2)所在地 | 熊本県阿蘇郡小国町宮原 425 番地 5 |

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1)管理者 1人（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

- (2)介護支援専門員 2人

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1)営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- (2)営業時間 午前8時から午後5時までとする。

(事業の提供方法、内容及び利用料等)

第7条 事業の提供方法、内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは利用料を徴収しない。

- (1)利用者の相談を受ける場所は第4条に規定する事業所内（必要に応じて居宅訪問を実施）とする。
- (2)使用する課題分析表の種類は、次の3種類とする。

①MDS－HC、CAPS

②包括的自立支援プログラム（三団体方式）

③標準課題分析（アセスメント）表

- (3)サービス担当者会議の開催場所は第4条に規定する事業所内（必要に応じて居宅）とする。
- (4)介護支援専門員の居宅訪問頻度は少なくとも月1回以上とする。
- (5)モニタリングに当たっては、利用者・家族や事業者等との連絡を継続的に行う。利用者側に特に事情のない限り、少なくとも月に1回はモニタリングの結果を記録する。
- (6)指定居宅介護の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公平中立に行う。
- (7)介護支援専門員は、常に身分を証明する証を携行し、初回訪問時または利用者若しくはその家族等からもとめられた場合は、これを提示する。
- (8)介護支援専門員は、指定居宅サービス等を提供する場合、利用者の介護度、認定期間、保険証、住所、生年月日などの確認を行わなければならない。
- (9)介護支援専門員は、利用者への指定居宅介護サービスの提供が困難と思われるときは、当該利用者に他の介護支援事業所を紹介するなどの対応を取らなければならない。
- (10)事業所は、利用者に対するサービスの提供にあたって、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者又は、利用者の家族に対して損害賠償するものとする。ただし、利用者に故意または重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができる。

- 2 費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、小国町、南小国町、日田市、阿蘇市とする。

(事故発生時の対応)

第9条 介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(個人情報の保護)

第10条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(提供拒否の禁止)

第11条 事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

2 事業者は、次に該当する場合には指定介護支援の提供を拒むことができる。

(1) 当該事業所の現員からは利用申し込みに応じ切れない場合

(2) 利用申し込み者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合

(3) その他利用申し込み者に対して自ら適切な指定介護支援を提供することが困難な場合

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする。）定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第13条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する者とする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第15条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(その他運営についての留意事項)

- 第16条 事業者は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (1)採用時研修 採用後3カ月以内
- (2)継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 利用者に対しての特定の事業所によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を受けてはならない。
- 5 事業所は、利用者に対する事業の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人 社団大徳会の代表者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年5月1日から施行する。

平成21年8月1日一部改正（阿蘇市追加）

平成22年4月1日一部改正（介護支援専門員1名追加）

令和6年4月1日一部改正（条例追加）

令和6年10月1日一部改正（代表者変更）